

登録申請書及び誓約書の添付書類について（解説）

1 松山市発行の納税証明書（発行後3か月以内のもの、コピー不可）

松山市内に事務所、営業所等があつて、松山市税（法人市民税〈個人の場合は市民税〉・固定資産税等）に未納がないことを確認するため、前年度からの納期到来分の納税証明書を添付してください。

未納額があれば登録できません。

法 人	法人市民税及び固定資産税等
個 人	市民税及び固定資産税等

2 松山税務署発行の納税証明書（発行後3か月以内のもの、コピー不可）

松山市発行の納税証明書と同様の理由で、法人税（個人の場合は所得税）・消費税及地方消費税納税の滞納がないことを確認するため納税証明書を添付してください。

未納額があれば登録できません。

法 人	その3の3 「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないことの証明
個 人	その3の2 「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないことの証明

3 印鑑証明書（発行後3か月以内のもの、コピー不可）

「申請書及び誓約書」の申請を担保するために、申請書に代表者の実印を押印するとともに、印鑑証明書を添付してください。

（法人の場合は法務局発行、個人の場合は市町村発行）

4 登記簿謄本または全部証明（発行後3か月以内のもの、コピー不可）

商号、本店の所在地、代表役職名、氏名、営業開始年月日（会社設立の日）、資本金をチェックするために添付してください。（個人の方でも登記があれば添付してください）

5 営業許可書、食品衛生監視票等の証明（コピー可）

食品衛生法で営業許可が必要な業種の会社は、必ず営業許可書及び食品衛生監視票を提出してください。

食品衛生監視票は、所管の保健所の監視日が1年以内のものを提出してください。

6 決算書、税の申告書 (コピー可)

企業の経営状態の確認のために、法人の場合は決算書(直前1年分の貸借対照表、損益計算書)、個人の場合は昨年の税の確定申告書と収支内訳書又は青色申告決算書を添付してください。

7 略地図、営業所・工場等の配置略図及び写真 (パンフレット可)

事務所の場所がわかる略地図と、工場や作業所の機器や作業台の配置がわかる略図及び名称が判読可能な写真を添付してください。

8 必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。